

基発 0327 第 6 号
平成 30 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「労働安全衛生法に基づく製造時等検査の業務を自ら行う都道府県労働局長の変更について」の改正について

標記については、平成 29 年 3 月 10 日付け基発第 0310 第 2 号（以下「0310 通達」という。）により示しているところであるが、本日、厚生労働省告示第 134 号（以下「公示告示」という。）において、平成 30 年度に製造時等検査（以下「検査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称や当該検査の業務の範囲及び期間等について告示されたところであり、平成 30 年度中に、順次、8 道県の都道府県労働局長について、自ら行っていた検査の業務の全部又は一部を行わないものとする事としている。ついては、0310 通達を別添 1 のとおり改正することとしたので、各都道府県労働局長におかれては、改正後の 0310 通達について周知徹底を図るとともに、検査の業務に遺漏なきを期されたい。

なお、改正後の 0310 通達全文は別添 2 のとおりである。

(別添1)

改正後	改正前
<p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第53条の2第1項により、都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関（以下「登録機関」という。）として登録を受ける者がいないときその他必要があると認めるときは、特別特定機械等（ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。以下同じ。）に係る製造時等検査（以下「検査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行うことができることとされており、都道府県労働局長が検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、法第112条の2第1項第6号等に基づき、必要な事項を官報で告示しなければならないこととされている。</p> <p><u>今般、平成30年度に検査の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称や当該検査の業務の範囲及び期間等について告示されたところである。</u></p> <p>各都道府県労働局長におかれては、<u>下記事項について周知徹底を図るとともに、検査の業務に遺漏なきを期されたい。</u></p>	<p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第53条の2第1項により、都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関（以下「登録機関」という。）として登録を受ける者がいないときその他必要があると認めるときは、特別特定機械等（ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。以下同じ。）に係る製造時等検査（以下「検査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行うことができることとされており、都道府県労働局長が検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、法第112条の2第1項第6号等に基づき、必要な事項を官報で告示しなければならないこととされている。</p> <p><u>本日、厚生労働省告示第70号（以下「公示告示」という。）において、平成29年度に検査の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称やその当該検査の業務の範囲及び期間等について告示されたところであるが、平成29年度中に、順次、8府県の都道府県労働局長について、自ら行っていた検査の業務の全部又は一部を行わないものとする</u> <u>こととしている。</u></p> <p><u>ついては、各都道府県労働局長におかれては、下記事項に留意の上、関係事業者に公示告示の内容等について周知徹底</u></p>

記

1 趣旨及び概要

従来、多くの都道府県において登録機関が存在しないこと、また、登録機関である事務所の実施体制が十分でなかったことから、一部の都道府県労働局長が検査の業務の全部を自ら行ってきたところである。

今般、下記2(1)の都道府県労働局長の管内において、登録機関のみによる検査の業務を実施できる体制が確保できたため、順次、これらの都道府県労働局長（以下「該当労働局長」）が自ら行っていた検査の業務の全部又は一部を行わないものとする。

2 都道府県労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲、期日等

(1) 該当労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲及び期日（以下「停止期日」という。）は、それぞれ、次に示すとおりであること。

を図るとともに、検査の業務に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨及び概要

平成28年度においては、登録機関として14ヶ所の事務所（13都道府県）の登録があるが、多くの都道府県において登録機関が存在しないこと、また、登録機関である事務所の実施体制が十分でなかったことから、登録機関の制度が施行された平成24年度から平成28年度まで、全ての都道府県労働局長が検査の業務の全部を自ら行ってきたところである。

今般、一部の府県（宮城県、埼玉県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）について、登録機関のみによる検査の業務を実施できる体制が確保できたため、平成29年度中に、順次、これらの府県の都道府県労働局長（以下「該当労働局長」）が自ら行っていた検査の業務の全部又は一部を行わないものとする。

2 都道府県労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲、期日等

(1) 該当労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲及び期日（以下「停止期日」という。）は、それぞれ、次に示すとおりであること。

ア ボイラー及び第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

岐阜労働局：平成 30 年 7 月 1 日

愛知労働局：平成 30 年 7 月 1 日

三重労働局：平成 31 年 1 月 1 日

滋賀労働局：平成 29 年 10 月 1 日

京都労働局：平成 29 年 7 月 1 日

大阪労働局：平成 29 年 4 月 1 日

兵庫労働局：平成 30 年 1 月 1 日

奈良労働局：平成 29 年 4 月 1 日

和歌山労働局：平成 29 年 4 月 1 日

イ 第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

北海道労働局：平成 30 年 4 月 1 日

宮城労働局：平成 29 年 4 月 1 日

埼玉労働局：平成 29 年 10 月 1 日

長野労働局：平成 30 年 4 月 1 日

静岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日

広島労働局：平成 30 年 4 月 1 日

福岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日

<以下略>

ア ボイラー及び第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

滋賀労働局：平成 29 年 10 月 1 日

京都労働局：平成 29 年 7 月 1 日

大阪労働局：平成 29 年 4 月 1 日

兵庫労働局：平成 30 年 1 月 1 日

奈良労働局：平成 29 年 4 月 1 日

和歌山労働局：平成 29 年 4 月 1 日

イ 第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

宮城労働局：平成 29 年 4 月 1 日

埼玉労働局：平成 29 年 10 月 1 日

<以下略>

(別添2)

基発 0310 第 2 号
平成 29 年 3 月 10 日
改正 基発 0327 第 6 号
平成 30 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法に基づく製造時等検査の業務を自ら行う都道府県
労働局長の変更について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 53 条の 2 第 1 項により、都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関（以下「登録機関」という。）として登録を受ける者がいないときその他必要があると認めるときは、特別特定機械等（ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。以下同じ。））に係る製造時等検査（以下「検査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行うことができることとされており、都道府県労働局長が検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、法第 112 条の 2 第 1 項第 6 号等に基づき、必要な事項を官報で告示しなければならないこととされている。

今般、平成 30 年度に検査の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称や当該検査の業務の範囲及び期間等について告示されたところである。

各都道府県労働局長におかれては、下記事項について周知徹底を図るとともに、検査の業務に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨及び概要

従来、多くの都道府県において登録機関が存在しないこと、また、登録機関である事務所の実施体制が十分でなかったことから、一部の都道府県労働局長が検査の業務の全部を自ら行ってきたところである。

今般、下記 2 (1) の都道府県労働局長の管内において、登録機関のみによる検査の業務を実施できる体制が確保できたため、順次、これらの都道府県労働局長（以下「該当労働局長」）が自ら行っていた検査の業務の全部又は一部を行わないものとする。

2 都道府県労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲、期日等

(1) 該当労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲及び期日（以下「停止期日」という。）は、それぞれ、次に示すとおりであること。

ア ボイラー及び第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

岐阜労働局：平成 30 年 7 月 1 日

愛知労働局：平成 30 年 7 月 1 日

三重労働局：平成 31 年 1 月 1 日

滋賀労働局：平成 29 年 10 月 1 日

京都労働局：平成 29 年 7 月 1 日

大阪労働局：平成 29 年 4 月 1 日

兵庫労働局：平成 30 年 1 月 1 日

奈良労働局：平成 29 年 4 月 1 日

和歌山労働局：平成 29 年 4 月 1 日

イ 第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

北海道労働局：平成 30 年 4 月 1 日

宮城労働局：平成 29 年 4 月 1 日

埼玉労働局：平成 29 年 10 月 1 日

長野労働局：平成 30 年 4 月 1 日

静岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日

広島労働局：平成 30 年 4 月 1 日

福岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日

(2) 停止期日に係る経過措置

停止期日以降は、該当労働局長は検査の申請書を受理しないこと。ただし、停止期日より前に検査の申請を受け付けた場合は、停止期日以降であっても該当労働局長が検査の業務を実施すること。

3 停止期日以降、該当労働局長において、引き続き実施する業務

以下の業務については、停止期日以降も引き続き該当労働局長が実施する

ものであること。

- (1) 法第 37 条第 1 項に基づく特別特定機械等の製造許可及びボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「ボイラー則」という。）第 4 条等に基づく製造許可に係る変更報告に関する業務。なお、製造のための設備の変更等、検査に関わる製造許可の変更については、該当労働局長が変更報告を受理し、申請者に副本を交付してから、登録機関に検査申請を行わせること。
- (2) 材料の使用の可否、構造規格の規定の解釈等に係る問い合わせ
各構造規格の解釈に係る労働基準局長通達（平成 15 年 4 月 30 日付け基発第 0430004 号等）に明記されている事項については、登録機関が適宜判断できるものであるが、材料の使用の可否等それ以外のものは、従来どおり、該当労働局長が判断すること。

4 複数の製造事業者がボイラー及び第一種圧力容器を共同製造する場合の検査の取扱いについて

- (1) 従来の検査の取扱い
 - ア ボイラー則及び同規則第 3 条の解釈に係る労働基準局長通達（以下「解釈例規」という。）においては、それぞれ詳細な条件は異なるが、複数の事業者が共同でボイラー及び第一種圧力容器を製造（以下「共同製造」という。）する場合、全ての共同製造事業場が一つの都道府県労働局に検査の申請（以下「一括申請」という。）を行い、別の都道府県労働局に検査依頼を行うこととされている場合（別紙 1 の 1 参照）と、共同製造事業場がそれぞれの所轄都道府県労働局に検査の申請（以下「分割申請」という。）を行うこととされている場合（別紙 1 の 2 参照）があること。
- (2) 停止期日以降の検査の取扱い
停止期日以降、過去の解釈例規に関わらず、該当労働局長の管轄区域において共同製造があった場合には、以下の取扱いとすること。
 - ア 分割申請の場合は、共同製造事業者に、それぞれの事業場の所在地を管轄する所轄都道府県労働局長又は登録機関の検査事務所に対して検査の申請を行わせること。
 - イ 一括申請の場合は、共同製造を行う事業場のいずれかが該当労働局長の管轄区域にあるときは、製造許可をどの都道府県労働局長に申請するかに関わらず、共同製造事業者に、登録機関の検査事務所に対して一括して検査申請を行わせ、当該事務所が出張して他の都道府県での検査の業務を実施すること。

(3) 製造許可の申請については、従来の取扱いから変更はないこと。

5 構造規格に定める都道府県労働局長の認定等について

(1) 検査において、ボイラー構造規格(平成15年厚生労働省告示第197号)及び圧力容器構造規格(平成15年厚生労働省告示第196号の規定により、都道府県労働局長の認定等が必要な項目は以下のとおりであること。

ア ボイラー構造規格第3条第1項ニ又は圧力容器構造規格第3条第1項第1号ニ(都道府県労働局長が認めた箇所に使用されるステンレス鋼の許容引張応力)

イ ボイラー構造規格第4条第2号イ又は圧力容器構造規格第4条第2号イ(都道府県労働局長の定める試験に合格した鋳造品の鋳造係数)

ウ ボイラー構造規格第46条第3項又は圧力容器構造規格第43条第4項(都道府県労働局長の定める方法による特殊な材料等の熱処理)

エ ボイラー構造規格第57条第2項又は圧力容器構造規格第56条2項ただし書き(都道府県労働局長が必要ないと認めた放射線検査の省略)

オ 圧力容器構造規格第56条第1項第3号(都道府県労働局長が指定する溶接継ぎ手の全線放射線検査の省略)

(2) (1)に掲げる項目については、個別判断が必要となるため、別紙2に定めるひな形により、検査申請者に、該当労働局長に対して特例の認定等を申請させること。なお、オについては、現在指定されているものはないこと。

- 1 一括申請することを定めた解釈例規（例）
 - (1) 「ボイラ及び圧力容器安全規則関係疑義について」(昭和 34 年 7 月 6 日付け基発第 488 号)
 - (2) 「ボイラ及び圧力容器規則等に関する疑義について」(昭和 39 年 12 月 25 日付け基発第 1429 号)
 - (3) 「検査担当官連絡会議における質疑事項の回答について」(昭和 41 年 2 月 10 日付け基発第 95 号)

- 2 分割申請することを定めた解釈例規（例）
 - (1) 「熱交換器、気水分離器等の部分容器により構成されるボイラの取扱いについて」(昭和 44 年 7 月 8 日付け基発第 444 号)
 - (2) 「ボイラー及び圧力容器安全規則、ボイラ構造規格及び圧力容器構造規格に関する疑義について」(昭和 49 年 2 月 20 日付け 48 基収第 5555 号)

(該当労働局長への製造時等検査に係る特例の認定等の申請書のひな形)

〇〇労働局長 殿

事業者名

〇〇構造規格^(注1)における特例の認定等について

標記につきまして、下記のとおり申請します。

記

- 1 特例の根拠となる法令の規定^(注2)及び申請する特例の内容
 - (1) 該当構造規格及び条文
 - (2) 申請する特例の内容及び理由

- 2 特例の対象となる機械等の詳細^(注3)^(注4)
 - (1) 特定機械等の製造者
 - (2) 特定機械等の区分
 - (3) 製造許可年月日及び番号
 - (4) 最高使用圧力及び最高使用温度
 - (5) 使用鋼材名
 - (6) 鋼材製造者名
 - (7) 試験等結果
 - (8) 関連 JIS 規格、国際規格
など

注1：ボイラー構造規格又は圧力容器構造規格のいずれかを記載させること。

注2：本文の記の5(1)に定めるものうち、該当するものを記載させること。

注3：項目は例示であり、それぞれの申請内容に応じて必要な事項を記載させること。

注4：必要に応じ、図面、ミルシート、各種試験データ等を添付させること。

○厚生労働省告示第百三十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の二第一項の規定により、同法第三十条第一項の特別特定機械等について、製造時等検査の業務を次のように都道府県労働局長が自ら行うものとするので、同法第百十二条の二第一項（第六号に係る部分に限る。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

自ら行うものとする都道府県労働局長の名称	自ら行うものとする年月日	自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲	自ら行うものとする期間
北海道労働局長、宮城労働局長、埼玉労働局長、長野労働局長、岐阜労働局長、静岡労働局長、愛知労働局長、三重労働局長、滋賀労働局長	平成三十年四月一日	ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。以下同じ。）に係る製造時等検査の業務の全部	一年間

三重労働局長	労働局長	岐阜労働局長及び愛知労働局長	労働局長、京都労働局長、大阪労働局長、兵庫労働局長、奈良労働局長、和歌山労働局長、広島労働局長及び福岡労働局長以外の都道府県労働局長 北海道労働局長、宮城労働局長、埼玉労働局長、長野労働局長、静岡労働局長、広島労働局長及び福岡労働局長
平成三十年四月一日	平成三十年四月一日	平成三十年四月一日	平成三十年四月一日
ボイラー及び第一種圧力の業務の全部	ボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の業務の全部	ボイラーに係る製造時等検査の業務の全部	ボイラーに係る製造時等検査の業務の全部
九月間	三月間	一年間	一年間

容器に係る製造時等検査
の業務の全部